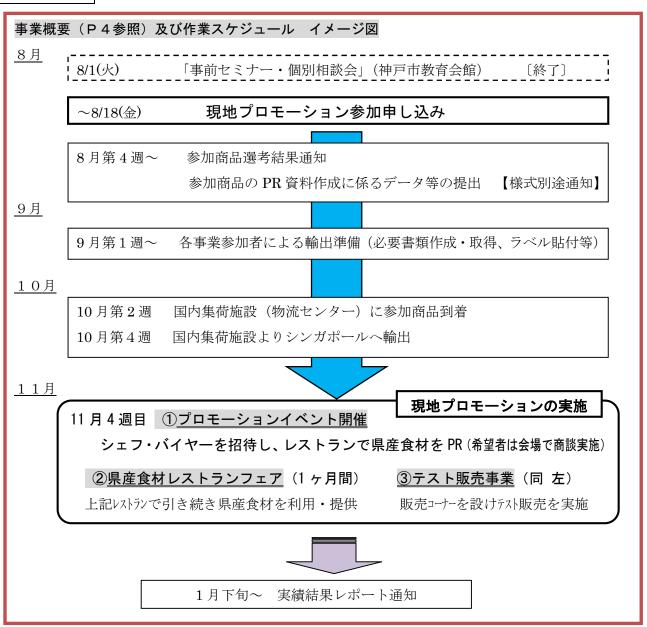
# 平成 29 年度 シンガポールにおける 兵庫県産農林水産物等プロモーション事業のご案内 【参加応募要領】

ひょうごの美味し風土拡大協議会

東南アジア市場へのショーケース機能を持つシンガポールにおいて、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、シンガポールを中心とする東南アジア市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はシンガポール現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施するもので、県産品のアピールポイントや食べ方を直接説明する PR や商談の場、テスト販売の機会を設けることで、兵庫県産品の認知度向上と、各事業者の今後の継続的な取引の実現を目指すものです。

### 1 事業概要



#### 【 I 国内における事前セミナー及び個別相談会】 「終 了]

シンガポールでのPRや商流構築が効果的に進められるよう、現地食品業界に精通した講師によるシンガポール市場での販路開拓のポイント等に関する「事前セミナー」及び、各事業者の商品のブラッシュアップや具体的な商品提案の方法等について直接アドバイスを受ける「個別相談会」を実施。

日 時: 平成29年8月1日(火)10時00分~17時30分

場 所:神戸市教育会館 203 号室(神戸市中央区中山手通 4-10-5)

セミナーの内容:

### 講演 「シンガポールへの食品輸出に向けて~市場の特性と効果的な戦略とは」

講 師 関泰二 氏(日本アシストシンガポール代表取締役)

(関氏プロフィール)

- ・シンガポールにおける日本食材関連企業のマッチング・商品 PR の第一人者
- ・シンガポール政府国際企業庁シニアマーケットオフィサー、在京シンガポール共和国大使館商務部商務官などを歴任。
- ・現在は日本アシストシンガポールの代表取締役として、レンタルオフィス CROSSCOOP SINGAPORE を拠点に、これまで 400 社近くの日系企業にシンガポール 及び東南アジアへの進出を支援。
- ・2017年より兵庫県がシンガポールに設置する「ひょうご国際ビジネスサポート デスク」に 就任。

#### パネルディスカッション

:「シンガポール市場が求める日本食材と、今後期待される商品とは」

講 師 新野 剛 氏 (Imei (Exim) Pte.LTD 代表取締役)、関 泰二 氏 (新野氏プロフィール)

1993 年にカメイ株式会社貿易事業部入社。2003 年に Kamei Singapore Pte Ltd へ 出向。2011 年より Managing Director として IMEI (EXIM) PTE LTD へ出向。

#### 【Ⅱ シンガポールにおける現地プロモーション】

# 参加申込み受付中

11月~12月にかけて、以下①~③の県産農林水産物等プロモーションをシンガポール現地にて実施します。参加希望の事業者は、P4からの②参加条件や、③参加事業者の費用負担など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県庁消費流通課)までお申込み下さい。

#### <取組み内容>

① 現地シェフ・バイヤー等を対象とした県産食材プロモーションイベント

商品 PR の実施や、事業参加者が現地のシェフやバイヤーに直接コミュニケーションや売り込みを行う機会を設け、参加商品に対するシンガポール市場の感触や手応えを確かめることで、今後のシンガポールでの販路開拓・拡大につなげます。

日 時:平成29年11月4週目(調整中)

場 所: pixy bar & cuisine (16 Mohamed Sultan Rd, Singapore 238965)

内 容:商品の紹介や、イベント実施場所のシェフが開発した県産品を使用したメニュー等の試食を実施しながら、来場者(現地のシェフ・バイヤー・メディアなど)へのPRを実施します。なお、現地へ渡航し、プロモーションイベントへ参加いただける事業者にあっては、シェフ・バイヤーとの商談を行うことができます。

対象品目:30品目程度

# ② 一般消費者を対象とした現地レストランにおける県産食材フェア

上記①のレストランを利用し、イベント時に開発した県産食材のメニューの提供やサンプル展示等により、一般消費者の県産食材に対する認知拡大につなげます。

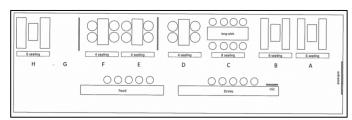
期 間:上記①に合わせて1ヶ月間

場 所: pixy bar & cuisine (16 Mohamed Sultan Rd, Singapore 238965)

- ※同店舗は、シンガポールでも多くの人気飲食店が集まるエリアにあり、地元住民や 在住日本人、観光客などバランスのよい集客が見込めます。
- ※最高級フレンチ「ジュエル・ロブション」でキャリアを積んだシェフが腕をふるい、 日本食を含む多様な料理に対応可能です。
- ※レストランフェアに使用する県産食材は、シェフが選考・決定するため、参加商品によっては、メニューに使用されない場合があります。なお、この場合は事業者のご希望をお聞きし、事務局の経費負担により上記①及び下記③の事業のみを実施させていただきます。

# 【会場イメージ】





※会場設計図

### ③ 一般消費者等を対象とした日本食材取扱店等でのテストマーケティング事業

シンガポール中心部にある日本食材取扱店において、県産販売コーナー(店舗の販売棚を 兵庫県産品のテスト販売用に一部借上げ)を設置、一般消費者へのテスト販売を実施し、現 地の消費者の反応を得ることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につな げます。

期 間:上記①に合わせて1ヶ月間

実施予定場所: ABC Cooking Studio 物販スペース

(391A Orchard Road #03-12 Takashimaya S.C. Singapore)

販売対象商品:常温のみとなります(冷蔵・冷凍品目については別途対応)。

※同店舗は、シンガポール中心部・オーチャードにあり、現地富裕層に高い人気を誇る百貨店「高島屋」内に位置し、日本食材に強く関心がある層の集客が見込めます。

※期間中、一部日程において現地スタッフによる試食等を実施予定です。

※対象品目:20品目程度(1社あたり1~2品目想定)

#### 【会場イメージ】





# 2 参加条件

# (1) 商品を無償でご提供いただくこと

①プロモーションイベント及び②レストランフェア用、③テスト販売用に商品を無償でご提供いただきます。

※ 商品の内容や量によって、数量が異なります。数量は、商品選定後に運営委託事業者より連絡します。なお、目安は下記のとおりです。

【無償提供商品数量の目安】(①オープニングイベント及び③テスト販売のみの場合)

品目 (例)	数量
日本酒	10本 (720m1)
米	10 袋(2kg)
麺類	20 袋(1kg)
味噌	20 個(400g)
しょう油	20本 (500ml)
酢	20本 (500ml)
塩	30 個(100g)
丹波黒大豆加工品	30 個(200g)
海苔	30 個(100g)
茶	30 個(100g)

※上記は目安ですので、前後することがあります(上記以外の品目は個別に調整)。

### (2)参加商品は以下①~⑤の条件をすべて満たすこと

- ①日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと
- ②製造日から賞味期限までが原則として180日以上であり、事業終了日以後に十分な残余期間を有していること
- ③シンガポールの規制等をクリアしているもの (残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等)
- ④裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと
- ⑤特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの

※P6「7 輸入制度について」も合わせてご確認ください。

#### (3) 事業参加者は 以下①~⑤の条件をすべて満たすこと。

- ①兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- ②ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。
- ③商品の輸出に意欲的であること。
- ④輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成(画像や文字情報の提供)に遅滞なくご協力いただけること。
- ⑤事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等に ご対応いただけること。

### (4) 留意点

事業参加者の選定にあたっては、本県・農林水産省・JETROのシンガポール輸出関連事業参加者、その他アジア圏への県産品輸出経験のある事業者、兵庫県認証食品を生産・販売する又は兵庫県認証食品の取得を目指す事業者等の参加を優先します。

# 3 参加事業者の費用負担

- 2万円/商品
  - ※ 自らの流通ルートを利用し、必要な商品を指定の方法で確実に現地運営委託事業者に配送できるものにあっては参加料無料。

#### (1)参加料に含まれるもの

- ①日本国内指定倉庫からシンガポールへの参加商品の輸送に係る経費 (通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- ②プロモーション料

(会場費及びテスト販売スペース借上費、イベント及びテスト販売スタッフ人件費、アンケート作成・フィードバック、その他事業運営に係る業務の対価)

#### (2) 参加料に含まれないもの(別途ご負担いただくもの)

- ①イベント及びレストランフェア使用分及びテスト販売用の商品(現物)
- ②日本国内指定倉庫(東京又は横浜予定)への商品(上記①)輸送費
- ③産地証明取得費用
- ④輸出にかかる各種証明書取得費用(衛生証明書、放射性物質検査証明等)
- ⑤現地対応の一括表示ラベル印刷・貼付に掛かる費用

(運営委託事業者よりお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)

- ⑥プロモーションイベント参加等に係る渡航費(希望者のみ)
- (7)その他、上記以外の経費
  - ※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。 各事業者で「7 輸入制度について」に記載するリンク先にて最新の情報をご確認く ださい。なお、さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

# 4 参加商品選定方法

運営委託事業者が、上記の参加条件を満たしているものの中から、現地シェフ・バイヤー等の アドバイス等を参考に、販売可能性が高いものから順に選定します。

選考結果については、当協議会から事業参加申込者様へ結果のご連絡をさせて頂きます。

なお、参加申込多数の場合、品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

# 5 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、 取扱い店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート(電話等でのヒアリングを含む)を実施します。 [上記参加条件2の(3)の⑤]

# 6 参加申込書提出期限

参加をご希望される方は、別紙申込書を、<u>8月18日(金)</u>必着で、下記までご提出ください。 ※なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

申込書提出先	ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局	
【メールにて送付】	(兵庫県農政環境部消費流通課内)	
	E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp	

# 7 輸入制度について

現地における輸入規制及び原発事故に伴う食品に対する規制がございますので、お申し込みの 前に必ずご確認をお願い致します。

内容	URL
東京電力福島第一原子力発	
電所事故に伴う各国・地域の	http://www.maff.go.jp/j/export/e info/hukushima kakukokukensa.html
輸入規制強化への対応	
シンガポール向け	http://www.maff.go.jp/j/export/e shoumei/singapore shoumei.html
輸出証明書等の概要	
シンガポールにおける	https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/
輸入規制等(品目ごと)	
シンガポール 食品のマー	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/marketing_basicinfo_sg_201702.pdf
ケティング基礎情報	

<sup>※</sup>上記リンク先は農林水産省、JETROのHPとなります。

#### ■主なシンガポール規制■

①肉と肉製品(動物油を含む5%以上の肉・肉製品と、牛肉を含むすべての肉・ 肉製品)のシンガポール輸出にはAVAからの承認が必要です。さらに、牛肉や豚肉に関しても日本国内のAVA指定

の肉処理工場で処理されたものである必要があります。

- ②水産物の輸入は、AVAが所管する食肉・魚介類法および食品販売法により規制されており、シンガポールへ輸出しようとする水産物は、食品販売法の付属規定である食品規制により定められている食品規格を満たす必要があります。
- ③日本からの加工卵\*の輸出は認められていません。
  - \*加工卵には塩漬けされた卵、ピータン、液状卵、全卵、黄身、白身、黄身と白身を混ぜたもの、粉末卵、すでに調理された卵(ゆで卵、オムレツ)を含みます。
  - \*家庭用生卵の輸出にはAVAからの承認が必要。家庭用生卵には受精または孵化していない家禽の卵である必要があります。

(家禽には鴨、ガチョウ、鳩、アヒル、烏骨鶏、七面鳥、鶉、イワシャコが含まれます)

- (AVAによる認可を受けた農場でなければ家庭用生卵は輸出はできず、各積送品は一つの農場から収穫された生卵である必要があります)
- ④「食品販売法」では、食用に販売される食品全般の販売表示義務項目として、 以下を規定しています。
  - (イ) 食品の名称、品種、
  - (中) 輸入業者、生産者、販売業者名と住所
  - (ハ) 内容量(数量、正味重量等)

# ■その他ご参考■

「日本食品消費動向調査(シンガポール)(2017年3月)」

JETROが、シンガポールにおける今後の日本食普及と日本産食品の輸出の可能性を検討するため、 統計から見た食品の消費動向、消費者の食文化や嗜好性、小売、外食、電子商取引など購買チャネ ル別のトレンド、日本食の普及状況などをまとめた資料を公表していますので、ご参照ください。

https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a9577f728cda5f09.html

# 8 免責事項

- (1)本事業は事業参加者様に参加商品を無償提供頂き、シンガポールにおいてシェフや、バイヤー、一般消費者等へのプロモーションやテスト販売を実施させていただくものであるため、本事業へ参加する目的でご提供頂いた参加商品はサンプルとして利用させて頂きます。委託販売ではございませんので売上金が事業参加者様に戻ることはなく、また本事業終了後の参加商品の返品もいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明 した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする 場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の 故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。

- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、 万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻 訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わない ものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可 抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者 様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

# 9 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県農政環境部消費流通課内)

担当:藤田、髙橋、土取

TEL 078-341-7711 (内線4047)

FAX 078-362-4276

E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp